

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- UV-328、メトキシクロル、デクロランプラスを第一種特定化学物質に指定する化審法施行令の一部改正を官報公示した。

### 2) 内容

- 第一種特定化学物質の追加指定物質

UV-328 (CAS 番号 25973-55-1)

メトキシクロル (CAS 番号 72-43-5)

デクロランプラス (CAS 番号 13560-89-9)

施行日 : 2025年2月18日

- 輸入禁止製品

UV-328

- 潤滑油
- 樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤
- 塗料及びワニス
- 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料

デクロランプラス

- 潤滑油
- 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤
- 電子機器及び電気機器の部品
- シリコーンゴム
- 接着剤及びテープ

施行日 : 2025年6月18日

- 例外的に使用することができる用途

防衛省設置法 (昭和29年法律第164号) 第4条第1項第13号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造 (期間2030年2月26日までの間)

### 3) SEAJ コメント

- 特になし

### 4) 添付情報・資料

- なし

### 5) 関連情報

- 経済産業省URL <https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241213002/20241213002.html>

### 6) その他

- なし